

BConnectionデジタルトレードアプリケーション利用規約【現改比較表】2022年9月29日現在

～2022年9月28日

2022年9月29日～

	<p><u>第2条 本規約の範囲</u></p> <p><u>本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。</u></p> <p>2 <u>当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。</u></p>
	<p><u>第3条 本規約の公表</u></p> <p><u>当社は、当社のWebサイト(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。</u></p>
<p>第2条 本規約の変更</p> <p>(略)</p>	<p><u>第4条 本規約の変更</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3条 定義</p> <p>本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「本サービス」とは、<u>Tradeshiftに請求書データを一括で入力する機能、Tradeshiftの請求書データを一括で出力する機能、Tradeshiftの請求書データに対して仕訳情報を付与する機能、Tradeshiftの請求書データに対して支払要求稟議の回覧・承認等を実施する機能、Tradeshiftの利用に関する契約者からの問い合わせに対応する機能等をいいます。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p><u>第5条 定義</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「本サービス」とは、<u>「BConnectionデジタルトレードフリー」「BConnectionデジタルトレードスタンダード」「BConnectionデジタルトレード導入支援」で構成されます。「本サービス」の提供条件と主な提供機能は別表のとおりとします。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p>

<p>第4条 申込みと承諾</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。</p> <p>(2) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。</p> <p>(4) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>第6条 申込みと承諾</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。</p> <p>(2) <u>本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき</u></p> <p>(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。</p> <p>(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。</p> <p>(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。</p> <p>(6) <u>本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき</u></p> <p>(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>第5条 契約者の地位の承継</p> <p>(略)</p>	<p>第7条 契約者の地位の承継</p> <p>(略)</p>
<p>第6条 契約上の地位の譲渡</p> <p>(略)</p>	<p>第8条 契約上の地位の譲渡</p> <p>(略)</p>

	<p><u>第9条 氏名等の変更の届出</u></p> <p><u>契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。</u></p> <p><u>2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。</u></p>
<p><u>第7条</u> 契約者が行う本契約の解約 (略)</p>	<p><u>第10条</u> 契約者が行う本契約の解約 (略)</p>

第8条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第10条の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 契約者が第4条に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 第19条第1項に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 (略)

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) BConnectionデジタルトレード導入支援をお申し込みの契約者との連絡がとれないと当社が判断したとき
- (4) 契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 第27条第1項(契約者の義務)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 (略)

3 当社は、第12条(利用中止)(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

<p>第9条 利用中止 (略)</p>	<p>第12条 利用中止 (略)</p>
<p>第10条 利用停止 当社は契約者が<u>本規約の規定に反する行為を行ったときは</u>、本サービスの利用を停止することがあります。 2 (略)</p>	<p>第13条 利用停止 当社は契約者が<u>次のいずれかに該当するときは</u>、本サービスの利用を停止することがあります。 <u>(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われな</u> <u>いことが合理的に見込まれるとき。</u> <u>(2) 本規約に反する行為を行ったとき。</u> 2 (略)</p>
	<p>第14条 利用の制限 当社は、<u>天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生</u> <u>するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは</u> <u>電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益の</u> <u>ため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の</u> <u>利用を中止する措置をとることがあります。</u> 2 当社は、<u>他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信</u> <u>事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に</u> <u>重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利</u> <u>用を中止することがあります。</u> 3 当社は、<u>当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部</u> <u>または全部の利用を中止する措置をとることがあります。</u> 4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、<u>その</u> <u>損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。</u></p>

第11条 料金

本サービスの料金は、無料とします。

第15条 料金

本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

第16条 料金の支払い義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。ただし本サービスの提供を開始した日を含む料金月に解約された場合は1料金月の料金の支払いを要します。なお本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第17条 工事費の支払い義務

契約者は、料金表に規定する工事費の支払を要します。なお、お申込みと同時に料金表に規定する工事費の支払義務が発生する為、工事の着手前の解約、工事の請求の取り消しがあった場合においても、料金表に規定する工事費の支払を要します。

第18条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

<p>第12条 データに関する責任</p> <p>第16条の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）、および顧客データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>第19条 データに関する責任</p> <p>第23条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）、および顧客データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</p> <p>2~3 (略)</p>
<p>第14条 データの確認・複製</p> <p>(略)</p>	<p>第20条 データの確認・複製</p> <p>(略)</p>
<p>第14条 データの削除</p> <p>当社は、第18条による本サービスの廃止のほか、当社は第7条又は第8条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データ(顧客データを除く)を削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの廃止、契約の解約又は終了後においても、保存データのうち顧客データを新機能開発のため利用します。この場合、顧客データに含まれる個人情報は第23条に定める範囲で引き続き利用いたします。</p>	<p>第21条 データの削除</p> <p>当社は、第25条による本サービスの廃止のほか、当社は第10条又は第11条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データ(顧客データ・<u>生成等データ</u>を除く)を削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの廃止、契約の解約又は終了後においても、保存データのうち顧客データ<u>及び生成等データ</u>を新機能開発のため利用します。この場合、顧客データ<u>及び生成等データ</u>に含まれる個人情報は第32条(個人情報の取り扱い)に定める範囲で引き続き利用いたします。</p>
<p>第15条 データのバックアップ</p> <p>(略)</p>	<p>第22条 データのバックアップ</p> <p>(略)</p>

第16条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、[前項](#)の規定は適用しないものとします。

第23条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 [前項](#)により、当社がBConnectionデジタルトレードフリー以外の契約者に対し賠償責任を負う場合においては、本サービスにかかる[月額上限料金もしくは月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）の合計額]を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、[前2項](#)の規定は適用しないものとします。

<p>第17条 免責</p> <p>1~2 (略)</p> <p><u>3</u> 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p><u>4</u> 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>第24条 免責</p> <p>1~2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>当社は、本サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないこととします。</u></p> <p><u>4</u> <u>当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。</u></p> <p><u>5</u> 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p><u>6</u> 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>
<p>第18条 本サービスの廃止</p> <p>(略)</p>	<p>第25条 本サービスの廃止</p> <p>(略)</p>
	<p>第26条 法令に規定する事項</p> <p><u>本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに依ります。</u></p>
<p>第19条 契約者の義務</p> <p>(略)</p>	<p>第27条 契約者の義務</p> <p>(略)</p>

	<p><u>第28条 契約者の協力義務</u></p> <p><u>当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。</u></p> <p><u>(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合</u></p> <p><u>(2) 故障予防または回復のため必要な場合</u></p> <p><u>(3) 技術上必要な場合</u></p> <p><u>(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合</u></p> <p><u>2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとする。</u></p>
<p><u>第20条 契約者に対する通知</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>第29条 契約者に対する通知</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>第21条 当社の知的財産権</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>第30条 当社の知的財産権</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>第22条 日本国外における利用</u></p> <p>契約者が本サービスを日本国外にて利用する場合、それにより生じる責任は契約者にて負うものとします。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第31条 日本国外における利用</u></p> <p><u>当社は本サービスを日本国内に限り提供します。</u> 契約者が本サービスを日本国外にて利用する場合、それにより生じる責任は契約者にて負うものとします。</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第23条 個人情報の取扱い</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>第32条 個人情報の取扱い</u></p> <p>(略)</p>

<p>第24条 第三者への委託</p> <p>契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</p> <p>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第16条に定める範囲で責任を負うものとします。</p>	<p>第33条 第三者への委託</p> <p>契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。</p> <p>2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第23条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。</p>
<p>第25条 管轄裁判所</p> <p>(略)</p>	<p>第34条 管轄裁判所</p> <p>(略)</p>
<p>第26条 分離可能性</p> <p>本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第35条 分離可能性</p> <p>本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第27条 準拠法</p> <p>本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。</p> <p>(略)</p>	<p>第36条 準拠法</p> <p>本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。</p> <p>(略)</p>

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。

2 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1の契約IDごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。

3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。

4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、通則3の規定にかかわらず、日割計算により利用料金を調整することがあります。

6 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

(端数処理)

7 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。

9 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情事業がある場合は、通則8および9の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(過払金の相殺)

11 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。
(前受金)

12 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(消費税相当額の加算)

13 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編もしくは別冊に定める料金表またはWeb料金表 に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

14 通則13の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編もしくは別冊に定める料金表またはWeb料金表 に表示された額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。

15 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変

更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

17 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

別表構成サー ビス	提供条件	主な提供機能
BConnection デジタルトレ ードフリー	Tradeshift を 利用している こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ Tradeshift に請求書データを一括で入力する機能 ・ Tradeshift の請求書データを一括で出力する機能 ・ Tradeshift の請求書データに対して仕訳情報を付与する機能 ・ Tradeshift の請求書データに対して支払要求稟議の 回覧/承認を実施する機能 ・ Tradeshift の利用に関する契約者からの問い合わせ に対応する機能 ・ Tradeshift への利用者登録を一括で入力する機能 ・ お客様の請求書データをもとに PDF 請求書を作成す る機能
BConnection デジタルトレ ードスタンダ ード	BConnection デジタルトレ ードフリーを 利用している こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払情報をクラウド ERP の入力フォーマットで出力 する機能 ・ Tradeshift の請求データに対して支払要求稟議の回 覧・承認を実施する機能において、担当者通知・支払依 頼検索を設定する追加機能

	<p>BConnection デジタルトレード導入支援</p>	<p>BConnection デジタルトレードフリーを利用していること、もしくは BConnection デジタルトレードフリーと BConnection デジタルトレードスタンダードの両方を利用していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BConnection デジタルトレードフリーの主な機能を利用するための設定を代行 (BConnection デジタルトレードフリーを利用するために必要な Tradeshift 設定も含む) ・ BConnection デジタルトレードスタンダードの主な機能を利用するための設定を代行 (BConnection デジタルトレードフリーを利用するために必要な Tradeshift 設定も含む) ・ BConnection デジタルトレードアプリケーション導入時における個別マニュアル作成、利用方法説明会実施支援
--	---	--

[料金表 \(月額料金\)](#)

料金種別	料金 (税込)
BConnection デジタルトレードフリー	無料
BConnection デジタルトレードスタンダード	44,000 円 (請求書 500 通まで) 11,000 円 (請求書 500 通以降 100 通あたり)
BConnection デジタルトレード導入支援	無料

料金表（工事費）

<u>料金種別</u>	<u>料金（税込）</u>
<u>BConnection デジタルトレードフリー</u>	<u>無料</u>
<u>BConnection デジタルトレードスタンダード</u>	<u>無料</u>
<u>BConnection デジタルトレード導入支援</u>	<u>基本工事費：55,000 円</u> <u>オプション工事費：個別見積</u> <u>オプション工事の参考価格はホームページに</u> <u>記載</u>

附 則（令和 4 年 9 月 15 日 CAS2 サ第 00962506 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 4 年 9 月 29 日から実施します。

第 11 条 3 項、第 14 条、第 21 条 1 項及び 2 項、第 24 条 3 項、第 28 条は、令和 4 年 10 月 29 日から適用することとします。